

漁業技能実習・特定技能関係業界団体 各位

水産庁水際対応受付窓口

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」に基づく業所管省庁の事前審査について

今般、水際対策強化に係る新たな措置（19）（以下「新たな措置」という。）に基づき、受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等をいう。以下同じ。）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁をいう。以下同じ。）から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、「入国・帰国後14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置」及び「外国人の新規入国制限の緩和措置」を実施することとなりました。

水産庁では水際対応受付窓口を設置し水産業の受入責任者から入国に係る本措置の事前審査を受け付けております。

下記につきまして、貴管下の技能実習・特定技能関係者に当該「新たな措置」を周知いただくとともに、申請や問い合わせについて当該窓口へご案内いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 「新たな措置」の概要

（1）入国後の行動制限の緩和措置

受入責任者の管理の下で、ワクチン接種証明書保持者に対し、入国後最短で4日目以降の行動制限の緩和が認められます。

具体的には、入国日前14日以内に10・6日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がない帰国・入国者で、外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書を保持し、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式について事前に業所管省庁の審査を受けた方については、入国後14日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅）での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書の記載に沿った活動（以下「特定行動」という。）が認められます。

上記措置は、日本人帰国者及び外国人の再入国者に加え、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期滞在者については上記の要件を満たした場合に原則として認められます。

(2) 外国人の新規入国制限の緩和措置

現在原則として一時停止している外国人の新規入国について、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者の新規入国が認められます。

技能実習については、以下の条件を満たす者が申請対象となっています。

- ① 受入責任者（技能実習生を雇用する事業者）が一般監理団体の実習監理を受けていること
- ② 受入責任者及び当該監理団体が過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと
- ③ 入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日が、以下に定める期間内であること
 - ・ 令和3年11月の申請対象者→2020年1月1日から2020年6月30日まで
 - ・ 令和3年12月の申請対象者→2020年1月1日から2020年12月31日まで
 - ・ 令和4年1月の申請対象者→2020年1月1日から2021年3月31日まで令和4年2月以降の申請対象者は実施状況等を踏まえつつ、決定する。

なお、監理団体に委託することにより、受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者としての業務を当該監理団体に担わせることが可能です。

また、(1) 入国後の行動制限の緩和措置における特定行動は、留学・技能実習については認められないこととされていますが、ワクチン接種者は、待機期間を10日間に短縮することが可能です。

「新たな措置」の詳細については以下のURLより実施要領や制度概要資料、申請書類、Q&Aを御覧ください。

水際対策強化に係る新たな措置（19）制度に関する情報（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

2. 水産庁水際対応受付窓口 について

「新たな措置」の申請やお問い合わせは以下の連絡先をお願いいたします。また、申請は電子媒体でE-mailにより受け付けています。

<水産庁水際対応受付窓口>

電話番号：03-6744-7173

E-mail：suisan-mizugiwa@maff.go.jp

受付時間：平日 9:30～17:00（12:00～13:00を除く。）

参照 URL：https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/211108_4.html

なお、「審査済証」の発給には、2～3週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって申請願います。

3. その他制度に関連する参考情報について

- ・水際強化措置に係る指定国・地域一覧について（外務省 HP）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C138.html

- ・ワクチン接種証明書の発行国・地域に関する情報（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000852721.pdf>

- ・在留資格認定証明書の有効期間に関する情報（出入国在留管理庁 HP）

新たな措置に伴う技能実習生に係る申請対象者の概要

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001358714.pdf>

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取り扱いの概要

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

注：上記 URL は変更される可能性がありますので、最新時点の情報をご確認ください。